

変動金利定期預金規定

(預入れの最低金額、販売対象、満期日)

第1条

変動金利定期預金（以下「この預金」といいます。）の預入額は、1,000円以上とします。また、この預金の販売対象、満期日については次の(1)及び(2)のとおりとします。

- (1) この預金の単利型は法人及び個人のお客様を対象に満期日3年の定型方式によりお預かりいたします。
- (2) この預金の複利型は個人のお客様を対象に、満期日3年の定型方式によりお預かりいたします。

(利率の変更)

第2条

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヵ月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6ヵ月後の応当日を満期日とする預入金額に応じたスーパー定期預金、大口定期預金の店頭金利を適用します。

(自動継続、預金の支払時期等)

第3条

この預金の自動継続、預金の支払時期等については以下のとおりとします。

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金として自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (3) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその6ヵ月後の応当日を満期日とする預入金額に応じたスーパー定期預金、大口定期預金の店頭金利を適用します。
- (4) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当組合に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に利息とともに支払います。

(利息)

第4条

この預金の利息については以下のとおりとします。

- (1) 単利扱いのこの預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のア及びイのとおり支払います。

ア 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヵ月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日又は前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）及び通帳記載の中間利払利率（この規定第3条により利率を変更したときは、変更後の約定利率×70%、ただし、小数点第4位以下切

り捨て) によって計算した中間利払額 (以下「中間払利息」といいます。) を、利息の一部として、中間利払日に、あらかじめ指定された口座へ入金し、支払います。

イ 中間利払日数及び通帳記載の利率 (この規定第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。) によって計算した金額並びに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数及び約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息 (中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額) を差し引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) 複利扱いのこの預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数及び約定利率によって6ヵ月複利の方法で計算し、満期日以降にこの預金とともに支払います。

(3) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日又は書替継続日の前日までの日数及び解約日又は書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(4) 当組合がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

解約日までに経過した各中間利払日数及び次の預入期間に応じた利率 (小数点第3位以下は切り捨て) によって計算した金額並びに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数及び次のア～カに定める預入期間に応じた利率 (小数点第3位以下は切り捨て) によって計算した金額の合計額 (以下「期限前解約利息」という。) をこの預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息 (中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額) との差額を精算します。

ア 6ヵ月未満 … 解約日における普通預金の利率

イ 6ヵ月以上1年未満 … 約定利率×40%

ウ 1年以上1年6ヵ月未満 … 約定利率×50%

エ 1年6ヵ月以上2年未満 … 約定利率×60%

オ 2年以上2年6ヵ月未満 … 約定利率×70%

カ 2年6ヵ月以上3年未満 … 約定利率×90%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

(その他)

第5条

この他は「東京消防信用組合各預金・積金共通規定」を適用するものとします。

東京消防信用組合各預金・積金共通規定

(規定の適用範囲)

第1条

この規定は、東京消防信用組合の全ての預金・積金（以下「この預金」といいます。）に共通して適用する事項を定めます。

この規定に定めのない事項については、預金・積金の各規定を適用するものとします。

(取扱店の範囲)

第2条

この預金の取扱店の範囲については以下のとおりとします。

- (1) 普通預金及び貯蓄預金は、当組合本支店いずれの店舗でも預入れ、払戻し又は解約ができます。
- (2) 期日指定定期預金、スーパー定期預金、大口定期預金、変動金利定期預金、年金定期預金、積立定期預金及び積金については次のア及びイのとおりとします。
 - ア 預入れは当組合所定の金額以上とし、当組合本支店いずれの店舗においても取扱いします。
 - イ 解約又は書替継続は当組合本支店いずれの店舗においても取扱いします。
- (3) 期日指定定期預金・積立定期預金の一部払戻しは当組合本支店いずれの店舗においても取扱いします。

(証券類の受け入れ)

第3条

- 1 この預金口座には、現金のほか、小切手を受け入れ、決済された日を預入日とします。
ただし、この預金が法令及び公序良俗に反する行為に利用される、又はその恐れがあると認められる場合は、受入れをお断りすることがあります。
- 2 振出日をはじめとする小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。
- 3 小切手の裏書、受取文言等の必要があるものは、その手続きを済ませてください。
- 4 小切手を受け入れるときは、複記の有無にかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- 5 受入れた小切手が不渡りになったときには預金になりません。不渡りとなった小切手は、当該受入の記載を取消したうえで、当組合より返却します。

(通帳・証書の再発行及び届出の印鑑喪失に伴う変更)

第4条

- 1 通帳、証書又は届出の印鑑を失ったときは速やかに当組合に申出てください。
- 2 申出後、速やかに「喪失届（兼再発行依頼書）」（第1号様式）を当組合に届出てください。

さい。届出後、通帳・証書の再発行・利用再開・届出の印鑑の変更手続きをいたします。
(届出事項の変更、通知等)

第5条

- 1 印鑑、住所、氏名その他の届出事項に変更があったときは、速やかに「変更届（印鑑届・各種登録）（兼本人確認記録書）」（様式1号）を当組合に届出てください。
- 2 届出のあった住所、氏名に宛てて当組合が通知又は書類を発送した場合、正当な理由なく到達を妨げたときは通常到達すべきであったときに到達したものとみなします。

(成年後見人等の届出)

第6条

- 1 預金・積金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合は直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。
- 2 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに書面によって任意後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。
- 3 すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされている場合、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。
- 4 前1～3の届出事項に取消又は変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- 5 前1～4の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(印鑑照合等)

第7条

払戻請求書、証書裏面の印鑑と申込書又は「変更届（印鑑届・各種登録）（兼本人確認記録書）」（様式1号）の届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをした場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があったとしてもそのために生じた損害について、当組合は責任を負いません。

(譲渡、質入れの禁止)

第8条

- 1 この預金の契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利及び通帳・証書は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、又は第三者に利用させることはできません。
- 2 当組合がやむを得ないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、別途当事者間の書式により行います。

(反社会的勢力との取引拒絶)

第9条

この預金は、この規定第11条、2、(1)～(7)のいずれにも該当しない場合に利用することができ、その一つでも該当する場合には、当組合はこの預金の口座開設をお断りするものと

します。

(取引の制限等)

第10条

- 1 当組合は、預金者の情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期間を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等のこの規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- 2 具体的な取引の内容、預金者の説明内容及びその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等のこの規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

なお、抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。

(解約、書換継続等)

第11条

- 1 この預金を解約又は書替継続するときもしくは期日指定定期預金・積立定期預金の一部の金額を払戻すときは、当組合所定の払戻請求書又は証書裏面に届出の印鑑により記名押印して、通帳又は証書とともに届出てください。
- 2 次の(1)～(7)の一つでも該当し、預金・積金者との取引を継続することが不適切と認められる場合には、当組合はこの預金・積金取引を停止し、又は預金・積金者に通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。取引を解約する場合において、総合口座の貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。
 - (1) この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合及びこの預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - (2) 預金・積金者が、口座開設申込時にした表明・確約について虚偽の申告であることが判明した場合
 - (3) 預金・積金者がこの規定第8条、1に違反した場合
 - (4) 預金・積金者が、次のア～カに該当したことが判明した場合
 - ア 暴力団
 - イ 暴力団員
 - ウ 暴力団準構成員
 - エ 暴力団関係企業
 - オ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - カ その他前ア～オに準ずる者
 - (5) 預金・積金者が、自ら又は第三者を利用して次のア～オに該当する行為をした場合
 - ア 暴力的な要求行為

- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ウ 取引に関して、脅迫的な言動、又は暴力を用いる行為
- エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当組合の信用を毀損しもしくは当組合の業務を妨害する行為
- オ その他前ア～エに準ずる行為

(6) この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると合理的に認められる場合

(7) この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められる場合

(保険事故発生時における預金・積金者からの相殺)

第12条

- 1 この預金は、満期日の到来前であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができることとします。

なお、この預金に、預金・積金者の当組合に対する債務を担保するため、あるいは第三者の当組合に対する債務で預金・積金者が保証人となっている金額を担保するため質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- 2 前1により相殺する場合には、次の(1)～(3)に定める手続きによるものとします。

(1) 相殺通知は書面によるものとします。複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当組合所定の払戻請求書又は証書裏面に届出の印鑑により記名押印して、通帳又は証書とともに直ちに当組合に届出てください。

ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金・積金者自身の債務である場合はこの預金から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金・積金者の保証債務として相殺されるものとします。

(2) 前(1)の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当します。

(3) 前(1)による充当の指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- 3 前1により相殺する場合の利息等については、次の(1)及び(2)のとおりとします。

(1) この預金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

(2) 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。

- 4 前1により相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めが

あるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について、当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。
(規定の変更等)

第13条

この規定の各条項その他の条件は以下のとおりとします。

- (1) 金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することとします。
- (2) 変更日以降は、変更後の条項が適用されるものとします。

(休眠預金等活用法に係る異動事由)

第14条

当組合は、この預金について、次の(1)～(6)に定める事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）に基づく異動事由として取扱います。ただし次の(4)～(6)の異動事由に該当する預金種別は以下「預金種類別の異動事由該当可否一覧」のとおりとします。

(別紙)

預金種類別の異動事由該当可否一覧

預金種類	異動事由 ④ 預貯金通帳・証書の発行、 記帳、繰越	異動事由 ⑤ ATM による残高照会	異動事由 ⑥ 総合口座等に含まれる他の 預金等の異動
普通預金	○	○	○
貯蓄預金	○	○	×
スーパー定期預金	○	×	○
大口定期預金	○	×	○
期日指定定期預金	○	×	○
積立定期預金	○	×	×
定期積金	○	×	×

- (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払いに係るものを除く）。
- (2) 小切手の提示その他の第三者による支払いの請求があったこと（当組合が当該支払いの請求を把握することができる場合に限る）。
- (3) 預金者等から、この預金について次のア及びイに掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項に基づく「公告」の対象となっている場合に限る）。
 - ア 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - イ 預金者等が公告前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所地
- (4) 預金者等からの申出に基づく預金通帳又は証書の発行、記帳（記帳がなかった場合を除く）もしくは繰越があったこと。
- (5) 預金者等からの残高の確認があったこと（ATMによる残高照会。ただし、平成31年3月10日午前7時以降に照会したものに限り）。
- (6) 預金・積金規定に基づく他の預金について前(1)～(5)に掲げるいずれかの事由が生じた

こと。

(休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

第15条

1 この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次の(1)～(4)に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。ただし、次の(1)～(4)に定める当該異動事由に該当する預金種別はこの規定第14条「預金種類別の異動事由該当可否一覧」のとおりとします。

(1) 当組合ホームページ又はこの規定第14条に掲げる異動が最後にあった日

(2) 将来における預金等に係る債権の行使が期待される事由として次の2で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次の2において定める日

(3) 当組合が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合又は当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日又は当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうち、いずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く）に限ります（ただし、平成31年3月10日以降に發した通知に限る）。

(4) この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

2 前1、(2)において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の(1)～(3)に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、次の(1)～(3)に掲げる事由に応じ、定める日とします。ただし、次の当該異動事由に該当する預金種別はこの規定第14条「預金種類別の異動事由該当可否一覧」のとおりとします。

(1) 預入期間、計算期間又は償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあつては、初回満期日）

(2) 初回の満期日後に次のア～キに掲げる当該事由が生じた期間の満期日

ア 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があつたこと（当組合からの利子の支払いに係るものを除く）。

※ ただし、次の条件による。

平成31年3月10日午前7時以前に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該異動事由が生じた日
平成31年3月10日午前7時以降に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該事由が生じた期間の満期日

イ 小切手の提示その他の第三者による支払いの請求があつたこと（当組合が当該支払いの請求を把握することができる場合に限る）。

ウ 預金者等から、この預金について次の(ア)及び(イ)に掲げる情報の提供の求めがあつ

たこと（休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限る）。

(ア) 公告の対象となる預金であるかの該当性

(イ) 公告前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所地

エ 預金者等からの申出に基づく預金通帳又は証書の発行、記帳（記帳がなかった場合を除く）もしくは繰越があったこと。

※ ただし、次の条件による。

平成31年3月10日午前7時以前に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該異動事由が生じた日
平成31年3月10日午前7時以降に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該事由が生じた期間の満期日

オ 預金者等からの残高の確認があったこと（ＡＴＭによる残高照会。ただし、平成31年3月10日午前7時以降に照会したものに限る）。

カ 預金・積金規定に基づく他の預金について異動事由が生じたこと。

キ 当組合が預金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合又は当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日又は当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く）に限ります（ただし、平成31年3月10日以降に發した通知に限る）。

(3) 預金・積金規定に基づく他の預金について、前(1)及び(2)に掲げる事由が生じたこと（ただし、平成31年3月10日午前7時以降に異動が発生したものに限る）。他の預金に係る最終異動日等。

（この取引に係る預金の最終異動日等）

第16条

この取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由（この規定第15条、2において定める事由）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取扱います。

なお、当該異動事由に該当する預金種別はこの規定第14条「預金種類別の異動事由該当可否一覧」のとおりとします。

（休眠預金等代替金に関する取扱い）

第17条

1 この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することに

なります。

- 2 前1の場合、預金者等は、当組合を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払いを請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、預金者は、当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払いを受けることができます。
- 3 預金者等は、前1の場合において、次の(1)～(4)に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出及び支払いの請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。
 - (1) この預金について、振込、口座振替その他の方法により、第三者からの入金又は当組合からの入金であって法令又は契約に定める義務に基づくもの（利子の支払いに係るものを除く）が生じたこと。
 - (2) この預金について、小切手の提示その他の第三者による債権の支払いの請求が生じたこと（当組合が当該支払いの請求を把握することができる場合に限る）。
 - (3) この預金に係る休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押え又は国税滞納処分（その例による処分を含む）が行われたこと。
 - (4) この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払いが行われたこと。
- 4 当組合は、次の(1)～(3)に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって前3による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約します。
 - (1) 当組合がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること。
 - (2) この預金について、前3、(2)に掲げる事由が生じた場合には、当該支払いへの請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払いを請求すること。
 - (3) 前(2)に基づく取扱いを行う場合には、預金者等が当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。

（預金保険制度）

第18条

この預金は、預金保険制度の対象であり同保険の範囲で保護されます。

保護の対象範囲はこの規定第14条「預金種類別の異動事由該当可否一覧」のとおりとします。

盗難通帳等による預金等の不正な払戻し被害の補てん等に関する特約 (個人のお客さまへ)

(特約の適用範囲等)

第1条

盗難通帳等による預金等の不正な払戻し被害の補てん等に関する特約（以下「この特約」といいます。）の適用範囲等については以下のとおりとします。

- (1) この特約は、個人のお客さま（以下「預金者」といいます。）が当組合に有する預金及び定期積金（以下「預金等」といいます。）で、払戻し（解約、書替継続による払戻し並びに当座貸越を利用した借入れを含みます。以下同じ）の際に、届出の印鑑により記名押印し、通帳又は証書（以下「通帳等」といいます。）を提出する預金等について適用されます。
- (2) この特約は、次のア及びイの取扱いを定めるものです。
 - ア 盗取された通帳等を用いて預金等の不正な払戻しが当組合の本支店の窓口で行われた場合における取扱い
 - イ 本人確認（預金等の払戻しにおける権限の確認）に関する取扱い
- (3) この特約は、各預金規定及び定期積金規定（以下「各規定」といいます。）の一部を構成するとともに各規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては各規定が適用されるものとします。

(盗難通帳等による預金等の不正な払戻し等)

第2条

この特約の盗難通帳等による預金等の不正な払戻し等については以下のとおりとします。

- (1) 盗取された通帳等を用いて行われた預金等の不正な払戻し（以下「当該払戻し」といいます。）については、次のア～ウのすべてに該当する場合、預金者は当組合に対して当該払戻しの額及びこれにかかる手数料・利息（定期積金の給付補てん金を含みます。以下同じ）に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ア 通帳等の盗難に気づいてから速やかに、当組合への通知が行われていること
 - イ 当組合の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ウ 当組合に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前(1)の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数）前の日以降になされた払戻しの額及びこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であること及び預金者に過失（重大な過失を除く）があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前(2)は、前(1)にかかる当組合への通知が、通帳等が盗取された日（通帳等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた預金等の不正な払戻しが最初に行われた日）から、2年を経過する日の後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 前(2)の規定にかかわらず、次のア及びビに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てんしません。

ア 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当すること

(ア) 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

(イ) 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、又は家事使用人によって行われたこと

(ウ) 預金者が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

イ 通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ又はこれに付随して行われたこと

(5) 当組合が当該預金等について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、前(1)に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償又は不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当組合が前(2)に基づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金等にかかる払戻請求権は消滅します。

(7) 当組合が前(2)により補てんを行ったときは、当組合は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳等により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得するものとします。

(預金等の払戻しにおける本人確認)

第3条

預金等の払戻しにおいて、各規定に定めのある払戻しの手続きに加え、当該預金等の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

(重大な過失又は過失となりうる場合)

第4条

この特約において規定する「お客様における重大な過失又は過失となりうる場合」の具体

的な事例は、以下のとおりとします。

(1) 預金者の重大な過失となりうる場合

預金者の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と見做しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、典型的な事例としては次のア～ウのとおりです。

ア 預金者が他人に通帳等を渡した場合

イ 預金者が他人に記入・押印済の払戻請求書、諸届を渡した場合

ウ その他預金者に前ア及びイの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

注 前ア及びイについては、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）などに対してこれらを渡した場合など、信用組がやむを得ない事情と認めた場合はこの限りではありません。

(2) 預金者の過失となりうる場合

預金者の過失となりうる場合の事例は、次のア～エのとおりです。

ア 通帳等を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合

イ 届出の印鑑が押印された払戻請求書、諸届を通帳等とともに保管していた場合

ウ 届出の印鑑を通帳等とともに保管していた場合

エ その他本人に前ア～ウの場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合